

○長与町議会自由討議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町議会基本条例（平成25年条例30号）第4条第1号及び第11条に規定する自由討議の実施について必要な事項を定めるものとする。

(自由討議の目的、場及び議題)

第2条 自由討議は、問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間の理解を深めるとともに公開をすることによって議会としての説明責任を果たすことを目的とする。

2 自由討議の場は、本会議及び委員会とする。

3 自由討議の議題は、議員又は町長が提出する議案及び町民が提出する請願又は陳情とする。

4 議長又は委員長（以下「議長等」という。）は、前項の議題の他にあらかじめ会議に諮り自由討議に付すべき政策課題を決定することができるものとする。

(開始)

第3条 自由討議は、本会議において議長の発議又は議員の動議により、委員会において委員長の発議又は委員の動議により開始する。

2 前項の場合において、自由討議を発議する場合は、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 自由討議は、討論の前までに行うものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

4 議長等は、自由討議を実施する場合において、町長及び執行機関の長並びに説明員（以下「町長等」という。）の本会議又は委員会への出席要請は必要最小限にとどめるものとする。

(発言者等)

第4条 発言者は、議長等が指名するものとする。

2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

3 町長等は、発言に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合及び議長等から許可を得た場合は、この限りでない。

(討議時間等)

第5条 自由討議の討議時間は、概ね30分以内とするものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

2 発言の回数は、同一の議員等につき、同一の議題について3回を超えることができないものとする。ただし、特に議長等の許可を得たときは、この限りでない。

(記録及び会議の公開)

第6条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

附 則

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。